

令和3年 第4回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和3年4月6日(火) 13時30分
2. 場 所 保内庁舎 3階 大会議室
3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	濱田 善純	2	川口 一英	3	菊池 眞策
4	樋田 都	5	菊池 英昭	6	西川 久美
7	堀川 貴正	8	菊池 繁生	9	鎌田 長和
10	松良 公人	11	大本 定一	12	長岡 由紀
13	比企 義一	14	曾我 和彦	15	山内 裕司
16	大和 眞二	17	河野 和弘	18	清水 稔
19	柴田 紳一郎				

○出席職員

- 事務局長 宇都宮 久昭
 事務局次長 菊池 二郎
 事務局 菊池 誠晃、山口 沙織

4. 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人選出

第3 付議案件について

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について 5件

議案第21号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について 1件

議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 3件

議案第 23 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (所有権移転)	10 件
議案第 24 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (利用権貸借)	28 件
議案第 25 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (一括方式)	2 件
議案第 26 号	農用地利用配分計画案に関する意見について	1 件
議案第 27 号	空き家に付属した農地の指定解除について	1 件
報告第 3 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について	3 件

第 4 協議・連絡事項

- ・令和 2 年度農地利用意向調査（アンケート）の結果について
- ・令和 3 年度農地利用状況調査（農地パトロール）の実施について
- ・令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- ・令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
- ・令和 3 年度八幡浜市農業委員会スケジュール（案）について
- ・第 5 回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局長 ただいまから、令和 3 年第 4 回八幡浜市農業委員会総会を開会致します。

 本日の出席委員は 19 名中、19 名で総会成立の定足数に達しております。

 それでは、大本会長から招集のご挨拶を申し上げます。

 (大本会長挨拶)

議 長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

 (異議なし)

議 長 それでは議事録署名人に「2 番、川口 一英委員」、「19 番、柴田 紳一郎委員」を指名します。

議 長 それでは付議案件に入ります。

議案第 20 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程致します。

番号 5、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第 20 号、番号 5 について説明します。

番号 5、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「333 m²」、3 条有償移転です。

この農地は令和元年 11 月 27 日総会、議案第 62 号、番号 1 にて空き家に付属した農地指定を受けましたが、空き家の売買が成立したことにより、付属した農地を譲受人が購入するため、3 条許可申請書が提出されております。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「空き家バンクに登録した空き家と共に付属する農地を売却したい」。譲受人は「空き家に付属した農地を取得して、自家用の野菜・果物を栽培したい」であります。

八幡浜市では空き屋に付属した農地に限り、1 アールから取得できます。また、譲受人からは取得農地を 3 年以上継続して耕作する旨の誓約書の提出がありました。

譲受人は現在、〇〇〇〇に在住していますが、購入した空き家のリフォームを行い、リフォーム完了後は八幡浜市に住所を移す予定です。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

1 番

譲受人は「〇〇〇〇」さんで、〇〇〇〇の仕事をされている方で、今、奥さんと子供が 1 人とで 3 人なんですけど、今、奥さんが〇〇〇〇に帰られていますけど、〇〇〇〇から帰れない状況で、今、1 人で対応しているような状況で、話を聞いたら移住するということで、いろんなことの件で、がんばってくださいよということで激励をしました。そういう状況です。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号6から7まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、番号6から7について一括して説明します。

番号6、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,747㎡」、外1筆、計「1,984㎡」、3条賃貸借です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「高齢のため、〇〇〇〇に農地を貸し付けたい」。譲受人は「農業経営を行うため、農地を借り受けたい」であります。

続きまして、番号7について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「7,505㎡」、3条賃貸借です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「業務提携先である〇〇〇〇に農地を貸し付けたい」。譲受人は「農業経営を行うため、農地を借り受けたい」であります。

譲受人の経営面積は0aですが、〇〇〇〇は〇〇〇〇に農作物の生産・販売等を目的に設立された会社であり、農地所有適格法人の要件を満たしています。会社所有の農地がないため、議案第20号、番号6・7にて土地の賃貸借を行うことにより、取得後の面積が50aを超えることから、下限面積に問題はありません。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する

要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

2 番 今ほど説明がありましたとおり、「〇〇〇〇」は農地はございませんけれども、市内〇〇〇〇の「〇〇〇〇」君、その者が「〇〇〇〇」を行っておりますし、それを一部分社化して「〇〇〇〇」に業務提携するということで、その農地を〇〇〇〇の「〇〇〇〇」さんから提供していただいております。書類で見ると難しいようですが、山林が貸したい人借りたい人が結びついた状況でございます。

よろしくお願い致します。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号8から9まで一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号8から9について一括して説明します。

番号8、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「425㎡」、3条有償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「高齢で農業に従事することが困難な状況であるため、農地を譲り渡したい」。譲受人は「農地を譲り受け、農業に精進したい」であります。

譲受人の経営面積は0aとなっておりますが、〇〇〇〇にて46.2aを

耕作していることから、この度借り受ける農地が約「4.2a」であり、経営面積を合計すると50aを超えるため、下限面積に問題はありません。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

続きまして、番号9について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「25㎡」、3条無償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「遠方に在住しており、農業に従事することが困難な状況であるため、双方合意により贈与する」。譲受人は「農地を譲り受け、農業経営に励みたい」であります。

譲受人の経営面積は154.7a。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長

地元委員の説明を求めます。

5 番

それでは番号8番を報告します。

譲受人の「〇〇〇〇」さん、高齢です。土地の維持管理が大変だということお聞きしておりました。譲受人「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇なんです、再々こちらに戻ってこられるそうです。こられるたびに野菜などを作って農地を管理していくということを聞いております。よろしく願います。

続けて番号9番、譲渡人の「〇〇〇〇」さん、遺産で農地を相続されたんですが、遠くに住まわれており、なかなか農地として管理出来ないということで、「〇〇〇〇」さんに譲り渡したみたいです。「〇〇

〇〇」さんからは農地として管理していくと聞いております。
よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
いせんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございせんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することと致します。

議 長 　　続きまして、議案第 21 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可
申請に対する意見について」を上程致します。
番号 2、事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　議案第 21 号番号 2 について説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「その他」、面積「1,737 m²のう
ち 1.48 m²」です。
申請人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。
転用目的「営農型発電設備の設置」、転用理由、「農業経営の安定化
を図るため、申請地に営農型発電設備を設置したい」とのことであり
ます。
なお、本案件は、平成 30 年 6 月 18 日付けにて愛媛県の許可を得て
いますが、許可の期間が 3 年間の一時転用であることから、今回、更
新の申請をするものです。
今年 2 月の農作物の状況報告及び現地調査から、発電設備の設置に
より、日照や雨水等、設備下部の営農状況に問題なく、近隣に及ぼす
影響も無いことから、本案件は、前回同様、許可相当と思われま
す。
位置図等の資料につきましては、参考資料の 1 ページから 5 ページ
までに掲載していますのでご確認ください。
以上です。

議 長 　　地元委員の説明を求めます。

3 番 先ほど説明がありましたとおり、2月の農業委員会総会で状況報告があった太陽光パネルの下で、サカキの栽培をしている農地の案件です。位置図と現況の図が1ページから5ページまでありますけど、この5ページの太陽光パネルを支える足場の基礎部分の農地転用を3年ごとに更新しなければならないということです。2月に農地確認を皆さんしておりますので、問題ないかと思います。

以上です。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、議案第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程致します。

番号4、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第22号番号4について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「426㎡」、所有権移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

転用目的「住宅用地」、転用理由、「現在、借家住まいをしており、2人の勤務先にも近く交通の便が良い申請地に自己住宅を新築したい」とのことです。

参考資料の6ページ、位置図をご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇の近くに位置しており、都市計画用途地域の「第一種住居地域」にあります。このことから、申請地の農地区分は、農地法の運用通知により「都市計画法に規定する用途地域内農地」に該当するため、「第3種農地」となります。

この第3種農地の転用は、同通知により、原則許可をすることがで

きることから、本案件は、転用の確実性や周辺の営農条件への支障等に、特段、問題がなければ、許可できるものと考えます。

参考資料の 7 ページから 9 ページに、地番地目図及び土地利用計画図等を掲載しておりますのでご確認ください。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 4 番 譲渡人の「〇〇〇〇」さん、現在〇〇〇〇にお住まいですが、この土地、知り合いの方に貸して、野菜を作られていたそうですが、もう年齢も高くなってできないということで、業者さんの方に売りに出したところ、今回譲受人の「〇〇〇〇」さん外 1 名、現在仮住まいの方の住宅を建てることに合意したとのことでした。

よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 5、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 22 号番号 5 について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「509 m²」、所有権移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

転用目的「住宅用地」、転用理由、「現在、借家に〇〇〇〇で住んでいるが、子供も成長し手狭となったので、申請地を譲り受けて、住宅を新築したい」とのことです。

参考資料の 10 ページ、位置図をご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇の近くに位置しており、農地としては、農業振興地域内の農用地区域外にある「小集団の生産性の低い農地」にあたります。

このことから、申請地の農地区分は、農地法の運用通知により「他のいずれの区分にも該当しない農地」に該当するため、「第2種農地」となります。

この第2種農地の転用は、同通知により、申請地周辺に、他に適地がないと認められる場合、許可をすることができることから、本案件は、特段、問題がなければ、許可できるものと考えます。

参考資料の11ページから13ページに、地番地目図及び土地利用計画図等を掲載しておりますのでご確認ください。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

17番 「〇〇〇〇」さんは、昨日朝、お聞きしました。「〇〇〇〇」さんは、〇〇〇〇に勤められておる会社員です。妻の「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇が職場です。この申請地のところは、住宅が多く建って考えていたようですが、いいなと思って「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇出身ですので、思われていたそうです。それで、不動産の方に行かれて、〇〇〇〇ですが、建てられるそうです。
よろしくをお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号6、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第22号番号6について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,999 m²」、所有権移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

転用目的「分譲宅地造成用地」、転用理由、「申請地周辺は、住宅地として購入希望者が多いことから、土地を取得して10区画の住宅用地を造成し、分譲販売したい」とのことです。

参考資料の14ページ、位置図をご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇の近くに位置しており、都市計画用途地域の「第一種住居地域」にあります。このことから、申請地の農地区分は、農地法の運用通知により「都市計画法に規定する用途地域内農地」に該当するため、「第3種農地」となります。

この第3種農地の転用は、同通知により、原則許可をすることができることから、本案件は、転用の確実性や周辺の営農条件への支障等に、特段、問題がなければ、許可できるものと考えます。

また、本案件は、宅地造成のみの転用ですが、「農地法施行規則第57条第5項へ」に基づき、許可相当となります。

参考資料の15ページから16ページに、地番地目図及び土地利用計画図等を掲載しておりますのでご確認ください。

以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

16番 譲渡人の「〇〇〇〇」さんは、農業をしていたんですけど、2年くらい前から体調を崩されて、ほとんど農作業をしていないような状態です。この農地の場所ですが、この周辺が先ほど説明されたように地図見てもらったら分かると思いますが、周辺に〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇などがあり、住宅化が進んでいるところですので、よろしくをお願いします。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

- 委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することと致します。
- 議長 続きまして、議案第 23 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「所有権移転」を上程致します。
番号 23、事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは議案第 23 号について説明します。
番号 23、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「842 m²」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「418.3 a」、売買価格「〇〇〇〇」。
以上です。
- 議長 地元委員の説明を求めます。
- 2 番 所有権を移転される「〇〇〇〇」さんですけど、母親が高齢のための介護、そういったことで樹園地の管理がおろそかになる、また周囲に迷惑をかけてもいけないからということで、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇をされていた方ですけど、ちょうど畑の条件が隣地でございますので、規模拡大のために購入するとのことですので、よろしくお願い致します。
- 議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委員 (意見、質問等なし)
- 議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することと致します。
- 議長 続きまして、番号 24、事務局の説明を求めます。

事務局 番号 24、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「195 m²」、外 4 筆、計「905 m²」。
 所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
 所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「256.1 a」、売買価格「〇〇〇〇」。
 以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

5 番 それでは報告します。
 譲渡人の「〇〇〇〇」さん、入院中でもう農業出来ない状態です。
 また、譲受人の「〇〇〇〇」さん、まだ〇〇〇〇で、奥さんと一緒に
 ばりばりに農業をやっております。これからもずっと農業をやられる
 そうです。
 よろしくお願ひします。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
 いませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 25 から 27 まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それでは番号 25 から 27 まで一括して説明します。
 番号 25、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「108 m²」。
 所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
 所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「251.9 a」、
 売買価格「〇〇〇〇」。
 番号 26、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「618 m²」、
 外 3 筆、計「1,631 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「238.2 a」、売買価格「〇〇〇〇」。

番号 27、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「713 m²」、外 1 筆、計「775 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「163 a」、売買価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

8 番 それでは番号 25 より説明させていただきます。

売り手「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。お父さん、お母さん、息子さんと農業をされておったのですが、お父さん、お母さんもだいぶ高齢になり、ほぼほぼ仕事はできません。息子さんですが、この春より就職することになり、現在〇〇〇〇超えている山を縮小したいということで、「〇〇〇〇」さん、息子さんと一緒に、ばりばり農業をされております。ちょうどこの山の近所ですので、この度、売買の話が成立しました。

番号 26 については、同じく「〇〇〇〇」さん。近所「〇〇〇〇」さん、山も大変近所にあり、「〇〇〇〇」さんは現在〇〇〇〇。お父さんと一緒に百姓をされております。近所の山ということで、「〇〇〇〇」さんが買うという話になっております。

続きまして番号 27、売り手「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇なのですが、ちょっと病気で農業経営ができないということで、現在山を処分しております。「〇〇〇〇」君、これは親戚、「〇〇〇〇」さんの身内になります。お父さんと一緒に百姓をされて、まだまだ余力があります。ということで、親戚ですのでこの山を買いましょうという話になり、今回の話となりました。

以上です。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することと致します。
- 議 長 続きまして、番号28から31まで一括して事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 それでは番号28から31まで一括して説明します。
番号28、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「143 m²」、外2筆、計「1,292 m²」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「240.1 a」、売買価格「〇〇〇〇」。
番号29、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,532 m²」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「166.2 a」、売買価格「〇〇〇〇」。
番号30、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「2,865 m²」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「182.9 a」、売買価格「〇〇〇〇」。
番号31、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「487 m²」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「23.2 a」、売買価格「〇〇〇〇」。
「〇〇〇〇」の経営面積は「23.2 a」となっていますが、父「〇〇〇〇」の経営地約131 aを共に耕作しているため、下限面積に問題はありません。
以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 10番 28番から説明します。

「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」君も〇〇〇〇です。「〇〇〇〇」君の畑なんですけれど、ちょうど〇〇〇〇の裏で、農道からも国道からも非常に遠くて、だんだんちょっと手がいきとどかなくなり、隣の「〇〇〇〇」君の畑がありまして、そこはわりと道路に近いということで、それだったら買いたいということで、話がまとまっております。

29 番、「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇。去年、仕事中にこけて入院されまして、それからちょっと山を縮小ということで、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇、息子さんが 3,4 年前に帰ってこられて、ばりばりやられている農家さんです。

30 番、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。昨年、〇〇〇〇から復活したら、今度山でこけて、入院されて、もう農家はできないということで、山をすべて処分したいということで、「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇。ちょうど畑が隣にありまして、ここなら買いたいということで申し出がありまして、話が決まっております。

31 番、「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇在住。前の小作者の方がだいぶ高齢に近くなりまして、縮小したいということで、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さんはばりばりな感じの農家さんですので、作らせてくれということで、話がまとまっております。

以上です。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することと致します。

議 長 　　続きまして、番号 32、事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　番号 32、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「895 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「183.1 a」、売買価格「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 2 番 32 番の説明をします。

売り手の「〇〇〇〇」さん、年齢は〇〇〇〇くらいになります。ちょっと病弱で、娘はいるんですけど、娘はちょっと山の方はやらないということで、買い手の「〇〇〇〇」さんは、長らく〇〇〇〇をされておりまして、〇〇〇〇を引退して、山の方をやっております。年もまだ〇〇〇〇で、園地を広げてがんばりたいということなのでよろしくお願ひします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第 24 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「利用権貸借」を上程致します。
番号 97、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案第 24 号について説明します。

番号 97、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,004 m²」、外 2 筆、計「5,706 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「0a」、期間「10 年」、賃借料「〇〇〇〇」。

「〇〇〇〇」の経営面積は「0a」となっていますが、今回貸借する農地が約「57 a」あることから、下限面積に問題はありません。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

3 番 97 番についてご説明いたします。
借り手の「〇〇〇〇」さんは、〇〇〇〇出身の〇〇〇〇。奥さんの実家が〇〇〇〇です。1 年間実家の畑を 10 a ほど移住をして耕作していました。一方で「〇〇〇〇」さんは、他の人に耕作をまかせていた状態でした。この度、「〇〇〇〇」さんが「〇〇〇〇」さんの土地を借り受けて耕作するようになりました。「〇〇〇〇」さんは、さらに面積を広げたい意向のようです。10 a からいきなり 60 a を借り受けるというのは心配なところではありますけれども、本人はやる気がありますのでよろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 98 から 99 まで一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは番号 98 から 99 まで一括して説明します。
番号 98、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「393 m²」、外 3 筆、計「1,765 m²」、新規の使用貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「0a」、期間「10 年」。
「〇〇〇〇」の経営面積は「0 a」となっていますが、〇〇〇〇にて約「83 a」を耕作していることから、下限面積に問題はありません。
番号 99、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,157 m²」、外 1 筆、計「2,652 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積
「247.5a」、期間「9年10ヵ月」、賃借料「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

9 番 それでは98番について説明します。

貸し手の「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇を超えられて、誰かに作ってもらいたいとのことで、「〇〇〇〇」君、住所は〇〇〇〇なんですが、元々、〇〇〇〇の方で、〇〇〇〇を超えたばかりくらいの方です。それで、〇〇〇〇の弟さんがおられるんですが、弟さんと〇〇〇〇の樹園地を2人で協力しあいながらがんばっている方でありまして、「〇〇〇〇」さんと「〇〇〇〇」君は親戚関係でもありまして、作ってこないかということで、伯父さん作りましょうという形でこうなっております。

続きまして99番、貸し手「〇〇〇〇」さん、借り手「〇〇〇〇」さん。これも2人、親戚関係にありまして、2年前の「〇〇〇〇」さんの樹園地を「〇〇〇〇」君が作っております。それで、「〇〇〇〇」さんも〇〇〇〇を超えられて、もう少し「〇〇〇〇」君お願いできんかということでやりましょうということでこういうこととなっております。「〇〇〇〇」君も〇〇〇〇を過ぎたところでありまして、熱心な方ですので問題ないと思われまますので、よろしくお願ひします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号100から103まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局

番号 100 から 103 まで、一括して説明致します。

番号 100、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,324 m²」、外 1 筆、計「2,898 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「192a」、期間「10 年」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号 101、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「218 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「424.3a」、期間「9 年 10 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号 102、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「968 m²」、外 2 筆、計「1,914 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「223.8a」、期間「15 年」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号 103、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「594 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「333.9a」、期間「5 年」、賃借料「〇〇〇〇」。

以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

10 番

100 番から説明します。

「〇〇〇〇」さんと「〇〇〇〇」さんは親戚関係です。元々、別の親戚の方がこの畑を作っておられたのですが、高齢になりまして、縮小したいということで、同じ親戚の「〇〇〇〇」さん、5～6 年前に息子さんも帰ってきて、ばりばり今面積を拡大しているところです。

101 番、「〇〇〇〇」さんは今年の 2 月頃亡くなられて、奥さんもちょっと病気がちです。「〇〇〇〇」は〇〇〇〇でもトップクラスな農家の「〇〇〇〇」さんが立ち上げた会社です。ちょうど、「〇〇〇〇」さんが亡くなる前に、すべての畑を誰に充てるかを遺書で残されておりまして、話は決まっておりました。ちょうど「〇〇〇〇」さんの家の隣の畑になるということで、話が決まっておりました。

102 番、「〇〇〇〇」さん。3～4 年くらい前まで〇〇〇〇でこの畑

を作っておられたのですが、高齢でちょっとここ数年荒れかけになっておりました。今回、高齢ということで、〇〇〇〇の息子さんのところに引っ越されて、「〇〇〇〇」さんは「〇〇〇〇」さんと親戚関係にあります。〇〇〇〇で、ばりばりの若手の農家さんです。

103番、「〇〇〇〇」さん。女性1人でがんばっておられたのですが、歳をとってきたということで縮小したいと。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。最近、息子さんも帰られて、まだまだ増やしたいということで、ちょうど畑が隣ということで話がまとまっております。

以上です。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号104から105まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局

番号104から105まで、一括して説明致します。

番号104、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,321㎡」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「303.2a」、期間「10年」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号105、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「931㎡」、外2筆、計「1,942㎡」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「309.1a」、期間「5年」。

以上です。

- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 1 2 番 104 番についてご説明いたします。
貸し手の「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇に勤め〇〇〇〇をされていた方なんですけど、年齢は〇〇〇〇くらいになります。病気をして〇〇〇〇になって山の方ができないので、「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇です。まだまだこれから経営の方もがんばっていきたいということなので、よろしくをお願いします。
- 1 3 番 105 番を説明したいと思います。
「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇なんですが、親の年などもありまして、1 人で農業しているので、ちょっと手が回らなくなったので、隣接地「〇〇〇〇」さんが作っているので、相談したところ作るということで、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇で、息子さんも数年前に帰っておりまして、〇〇〇〇と若い働き手なので大丈夫だと思しますので、よろしくをお願いします。
- 議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することと致します。
- 議 長 続きまして、番号 106、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 番号 106、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「541 m²」、外 2 筆、計「2,180 m²」、新規の使用貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「36.8a」、期間「5 年」。
「〇〇〇〇」の経営面積は「36.8a」となっていますが、今回使用貸借する農地約「21 a」を合わせると、約「57 a」となることから、

下限面積に問題はありません。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

17番 106番についてご説明いたします。

「〇〇〇〇」さんは、〇〇〇〇に勤務しております。この畑は清見ですが、がんばって作っていましたが、昨年、お父さんの「〇〇〇〇」さんがお亡くなりになりまして、どうしようかと考えていたそうです。それで、一旦親戚の方にあてていたんですけど、親戚の方も体調がよくなかったので、知り合いの〇〇〇〇に相談したところ、「〇〇〇〇」さんを紹介され、「〇〇〇〇」さん、ちょうど晩柑を作りたいので農地を探していたこともあり、話がまとまりました。
よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号107から124まで、再設定の案件となっています。事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号107以降は再設定及び再設定扱いの案件となっています。番号107、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「983㎡」。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「214.3a」、期間「4年10ヵ月」、賃借料「〇〇〇〇」。
以降の説明は省略します。
以上です。

- 議 長 再設定のため地元委員の説明を省略します。
- 議 長 番号 107 から 124 まで、承認することに、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することと致します。
- 議 長 続きまして、議案第 25 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「一括方式」を上程致します。
番号 8、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 それでは議案第 25 号について説明します。こちらは農地中間管理機構を通した貸借となっています。
番号 8、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「599 m²」、外 2 筆、計「2,122 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「381.1a」、期間「10 年」、賃借料「〇〇〇〇」。
以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 1 2 番 番号 8 について説明します。
「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇、高齢なんですけど、面積を減らしたいということで、「〇〇〇〇」さん、もう〇〇〇〇です。「〇〇〇〇」さん、息子さんが一緒にされておりますので、面積は充分経営する力はあると思います。今までも「〇〇〇〇」さんが「〇〇〇〇」さんの方からずっと借り受けて、賃借料を払っていたそうなんですけど、この度、中間管理機構を利用して契約を結びたいということでこのような話となりました。
よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することと致します。

議 長 　　続きまして、番号9、事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　番号9、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,239㎡」、新規の賃貸借です。

　　利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

　　利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「381.1a」、期間「10年」、賃借料「〇〇〇〇」。

　　以上です。

議 長 　　地元委員の説明を求めます。

16番 　　番号8について説明します。

　　貸し手の「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇で〇〇〇〇をされている方です。借り手の「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇の方です。この園地は「〇〇〇〇」さんが何年も前から作られていて、今回、農業委員会を通しての契約をするということです。

　　よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

- 議 長 それでは承認することと致します。
- 議 長 続きまして、議案第 26 号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を上程致します。
番号 1、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 それでは議案第 26 号について説明します。
こちらは農地中間管理機構を通して貸借した農地について、別の担い手に利用権を移転する案件です。
番号 1、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「519 m²」、移転の賃貸借です。
権利の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
経営面積「80.4a」、期間「3 年 10 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。
以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 10 番 この案件は、「〇〇〇〇」さんと中間管理機構を通して〇〇〇〇が〇〇〇〇として管理していた畑を今年就農されました「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇、出身は〇〇〇〇です。2 年間研修されまして、今年 1 月に就農。住まいは〇〇〇〇なんですけど、研修期間中もずっと〇〇〇〇〇〇に住まわれておりまして、猫が好きで、ペット可能なアパートということで、本人が〇〇〇〇を探して〇〇〇〇に引っ越しをされております。
今、ばりばり就農されて、軽トラも購入されて、毎日元気に〇〇〇〇〇に通って、みかん作りの方を励んでおります。
以上です。
- 議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)

- 議 長 それでは承認することと致します。
- 議 長 続きまして、議案第 27 号「空き家に付属した農地の指定解除について」を上程致します。
番号 1、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 それでは、議案第 27 号、番号 1 について説明します。
空き家に付属した農地指定申請者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。申請地「〇〇〇〇」、地目「畑」、面積「333 m²」です。
令和元年 11 月 27 日総会、議案第 62 号、番号 1 にて空き家に付属した農地指定を受けましたが、売買が成立し、令和 3 年 4 月 6 日総会、議案第 20 号、番号 5 で農地法 3 条の規定による許可申請書を提出、許可されました。
よって、八幡浜市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準第 8 条及び 9 条に該当するため、指定の解除を行ってよいかどうかの判断をして頂きたいと思います。
説明は、以上です。
- 議 長 ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することと致します。
- 議 長 続きまして、報告第 3 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について」
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 それでは報告第 3 号について説明します。
番号 13、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「815 m²」外 3 筆、計「6,521 m²」。
賃貸人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

賃借人「〇〇〇〇〇」、「〇〇〇〇〇」。
解約の理由「他の者と貸借契約を締結するため」であります。
以降の案件については説明を省略します。
以上です。

議 長 報告事項でありますので、以上で終わります。

議 長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議 長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 14時50分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和3年4月6日

会 長 大本 定一

議事録署名人 川口 一英

議事録署名人 柴田 紳一郎